

河南町

令和6年4月1日以降に購入されたものが対象です



がん患者アピアランスサポート事業

がん治療による脱毛症や乳房切除など、外見の変化で社会参加が不安な方に、医療用ウィッグや乳房補整具の購入費用を助成します。

対象者

次の(1)から(4)のすべてに該当する方

- (1) がんと診断され、治療中又は過去に治療を受けたことがある方
- (2) 購入日と申請日に、河南町に住民登録のある方
- (3) 過去に本町又は他の自治体を実施する医療用補整具購入に係る同様の助成を受けていない方
- (4) 対象者を含む世帯全員の河南町税の滞納がない方。(ただし、分割納付誓約書を提出し、分割納付履行中の場合は、町税の滞納がないものとします。)

助成内容

助成対象経費区分		上限金額	申請回数
医療用ウィッグ	ウィッグ(装着時に皮膚を保護するネットを含む)、毛付き帽子	2万円	1人1回限り
乳房補整具	①人工乳房	2万円	左右の乳房切除毎に1人1回限り
	②補整下着		

※令和6年4月1日以後に購入した医療用補整具のうち、購入した翌日から1年以内のものが対象

申請方法

- (1) がん治療を現に受けている又は過去に受けたことを証明する書類の写し(治療に関する説明書、治療方針計画書、診断書、医療用ウィッグは抗がん剤使用等の治療がわかる書類、乳房補整具は外科的治療による乳房摘出術と部位を証明する書類等)
- (2) 医療用補整具の購入に係る領収書及び明細書(対象者氏名、購入日、購入金額、購入品目、発行元の記載があるものに限る。)
- (3) 助成金の振込先金融機関の口座番号等が確認できるもの

申請先 問合せ

河南町健康づくり推進課(河南町保健福祉センター内)
〒585-0014 河南町大字白木 1371
電話 0721-93-2500

申請書等はホームページ
をご覧ください





申請の前に必ずご確認ください

よくあるご質問

質問	回答
医療用ウィッグの助成対象となるものは何ですか。	ウィッグ（全頭用のものに限り）、ウィッグ装着時の保護用ネット、毛付き帽子が対象です。
医療用ウィッグの助成対象とならないものは何ですか。	ケア用品、レンタル商品は対象となりません。
乳房補整具の助成対象となるものは何ですか。	人工乳房、人工乳頭、補正パッド（シリコン製含む）、補整下着が対象です。
乳房補整具の助成対象とならないものは何ですか。	乳房再建術などによって体内に埋め込まれたものは対象外です。
購入した際の郵送料や交通費、診断書の文書料は助成対象ですか。	対象になりません。
複数購入したのですが、購入個数の上限はありますか。	1回の申請で、購入個数の制限はありません。
制度を何度も利用できますか。過去の助成額が上限に達していなかったので残りの額を助成してほしいです。	過去の助成額が上限に達していない場合でも、医療用ウィッグ、乳房補整具（左右毎）それぞれ1回限りです。
代理申請は可能ですか。	可能です。
購入から1年以上経過していますが、申請可能ですか。	申請できません。購入の翌日から1年以内に申請したものが対象です。
領収書にはどのような内容の記載が必要ですか。	宛名（対象者の氏名）、購入日、購入品目（ウィッグは「医療用ウィッグとして」と記載されているもの）、購入金額、領収書発行元の記載が必要です。なお助成対象外の物品と同時に購入した場合は、領収書を分けるか明細書をつけてください。
がんの診断や治療は令和6年4月1日以前ですが、申請は可能ですか。	申請可能です。ただし令和6年4月1日以降に購入したものが対象です。
インターネットで購入したので領収書がありません。	購入店に領収書の発行を依頼してください。
ポイントやクーポンを利用して購入したものでも助成対象になりますか。	ポイントやクーポンで支払った部分は助成対象外となります。
郵送で申請することはできますか。	可能です。なお、申請内容について確認する場合があります。日中に連絡がつく電話番号を記入してください。